

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年10月14日

水 曜 日

第 3969 号

目 次

告 示

- | | |
|------------------------|---|
| ○鳥獣保護区の存続期間の更新 | 1 |
| ○自動車税の収納事務の委託についての一部改正 | 5 |
| ○指定障害福祉サービス事業者の指定 | 6 |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | |
| ○公共測量の終了 | 9 |
| ○公共測量の実施 | |

告 示

富山県告示第408号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により有峰鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 鳥獣保護区の名称
有峰鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域
別紙図面に表示する区域
- 鳥獣保護区の存続期間
平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
- 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、富山市の南東部に位置し、地形は緩急の変化に富み、ブナ、ミズナラ等の広葉樹、オオシラビソ、クロベ等の針葉樹等の林相が多様であり、県内有数の野生鳥獣の生息地となっている。

また、原生的な自然が多く残っているが、アクセスルートは整備され、さらに県立自然公園及び「とやま森林浴の森」に指定されていること、「有峰森林文化村」が設置されたこと等から県内外を問わず広く親しまれている。

このため、森林性の野生鳥獣を保護するとともに、公園等の利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第409号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により吉峰鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

吉峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、立山町の南西部に位置し、中心部には富山県農林水産総合技術センター森林研究所の見本林及び展示林があることから多様な樹種が存在している。

また、当該区域はホオジロ等の留鳥、夏鳥等の生息地であり、秋季には渡り鳥の通過地ともなるとともに、ノウサギをはじめとする獣類も生息している。

このため、これらの野生鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第410号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により高岡古城公園鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

高岡古城公園鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、高岡市中心部の高岡古城公園の区域であり、サクラをはじめとする古老木、ツバキ等のかん木、ツツジ等の多くの植物が生育している。

また、濠(ほり)に囲まれていることから水生植物も生育し、植生は多岐にわたり、多くの種類の野鳥が四季を問わず飛来する自然度の高い公園となっている。

このため、県民が身近に親しく野生鳥獣に接する喜びを体験できるよう鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第411号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により桜ヶ池鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 鳥獣保護区の名称

桜ヶ池鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

3 鳥獣保護区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、南砺市の中央部に位置し、高清水水系と医王山山系とに挟まれた起伏に富んだ地形であり、広葉樹林が多く、桜ヶ池の近隣には城端ダムのほか山田川の溪流があることから、水鳥の生息に良好な自然環境となっている。

また、この区域は、鳥類の渡りの主要ルートにも当たる。

このため、生息する多様な野生鳥獣の保護を図るものである。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第412号

自動車税の収納事務の委託についての一部改正について

自動車税の収納事務の委託について（平成18年富山県告示第 327号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

表中

東京都豊島区東池袋四丁目26番10号 株式会社ファミリーマート	直営店舗及び加盟店舗における 自動車税の収納事務
茨城県土浦市小松二丁目13番1号 株式会社ココストアイスト	直営店舗及び加盟店舗における 自動車税の収納事務

を

東京都豊島区東池袋四丁目26番10号 株式会社ファミリーマート	直営店舗及び加盟店舗における 自動車税の収納事務
------------------------------------	-----------------------------

に改める。

富山県告示第413号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成27年10月15日	1612000214	一般社団法人さざんくろす	南砺市野田1147番地	みんなの台所・城端	南砺市野田1147番地

~~~~~

**公 告**

~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク北陸小矢部 小矢部市西中野字鷺場1-1 ほか

2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時及び午後8時(年間20日程度 午前9時及び午後9時)

(変更後) 午前10時及び午後8時(年間70日程度 午前9時及び午後9時)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時～午後9時(年間20日程度 午前8時～午後10時)

(変更後) 午前9時～午後9時(年間70日程度 午前8時～午後10時)

4 変更の日 平成27年10月1日

5 変更の理由

顧客へのサービス向上のため。顧客の来店時間帯分散による周辺交通環境軽減のため。

6 届出の日 平成27年9月30日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成27年10月14日から平成28年2月15日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

PLANT-3 滑川店 滑川市上島460番1

2 店舗を設置する者 株式会社滑川興産**3 変更事項****(1) 駐車場の位置及び収容台数**

（変更前）敷地内の建物北西側 ほか1 1025台

（変更後）敷地内の建物北西側 500台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）3箇所 敷地内の建物北西側 ほか1

（変更後）2箇所 敷地内の建物北西側

4 変更の日 平成28年6月3日

5 変更の理由 来客者駐車場の利用状況等により、来客用駐車場1については従業員用駐車場等の利活用を図り、来客用駐車場2については賃貸契約を解除することになったため。

6 届出の日 平成27年10月2日**7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成27年10月14日から平成28年2月15日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

数値地形図データ作成（修正）

2 作業期間

平成27年1月13日から平成27年9月28日まで

3 作業地域

高岡市中心部

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

数値地形図データ作成（修正）

2 作業期間

平成27年10月1日から平成28年3月18日まで

3 作業地域

高岡市全域